財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
少数株主への配当金の支払額	△×××	△×××
…………………	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××

（記載上の注意）
1．中間連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせない と認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2．「配当金の支払額」には、連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。
3．「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
4．金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
5．連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　特別利益及び特別損失（第四十九条―第五十三条）
第六節　雑則（第五十四条―第五十七条の二）」を「第五節　特別利益及び特別損失（第四十九条―第五十一条）
第六節　中間純利益又は中間純損失（第五十二条―第五十三条）
第七節　雑則（第五十四条―第五十七条の二）」に改める。

第一条の二第二号中「直前の事業年度」の下に「（以下「前事業年度」という。）」を加える。

第二条の二に次の十号を加える。

二十八　会計方針　中間財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。

二十九　表示方法　中間財務諸表の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。

三十　会計上の見積り　資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、中間財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

三十一　会計方針の変更　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

三十二　表示方法の変更　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

三十三　会計上の見積りの変更　新たに入手可能となつた情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。

三十四　誤謬　その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、中間財務諸表作成時又は財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。

三十五　遡及適用　新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表及び前中間会計期間以前の中間財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

三十六　中間財務諸表の組替え　新たな表示方法を前事業年度以前の財務諸表及び前中間会計期間以前の中間財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更することをいう。

三十七　修正再表示　前事業年度以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表又は中間財務諸表に反映することをいう。

第三条第二項中「当該中間会計期間の直前の事業年度」を「前事業年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（比較情報の作成）

第三条の二　当中間会計期間に係る中間財務諸表は、当該中間財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（次の各号に掲げる中間財務諸表の区分に応じ、当該中間財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。

一　中間貸借対照表　前事業年度に係る事項

二　中間損益計算書　前中間会計期間に係る事項

三　中間株主資本等変動計算書　前中間会計期間に係る事項

四　中間キャッシュ・フロー計算書　前中間会計期間に係る事項

第四条の見出しを「（重要な会計方針の注記）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

第五条を次のように改める。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第五条　会計基準等（財務諸表等規則第八条の三第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。）の改正等（同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。）に伴い会計方針の変更を行つた場合（当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額

四　前事業年度及び前中間会計期間に係る一株当たり情報（一株当たり純資産額、一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額（第五十三条第一項に規定する潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額をいう。以下同じ。）をいう。）に対する影響額

五　前事業年度の期首における純資産額に対する影響額